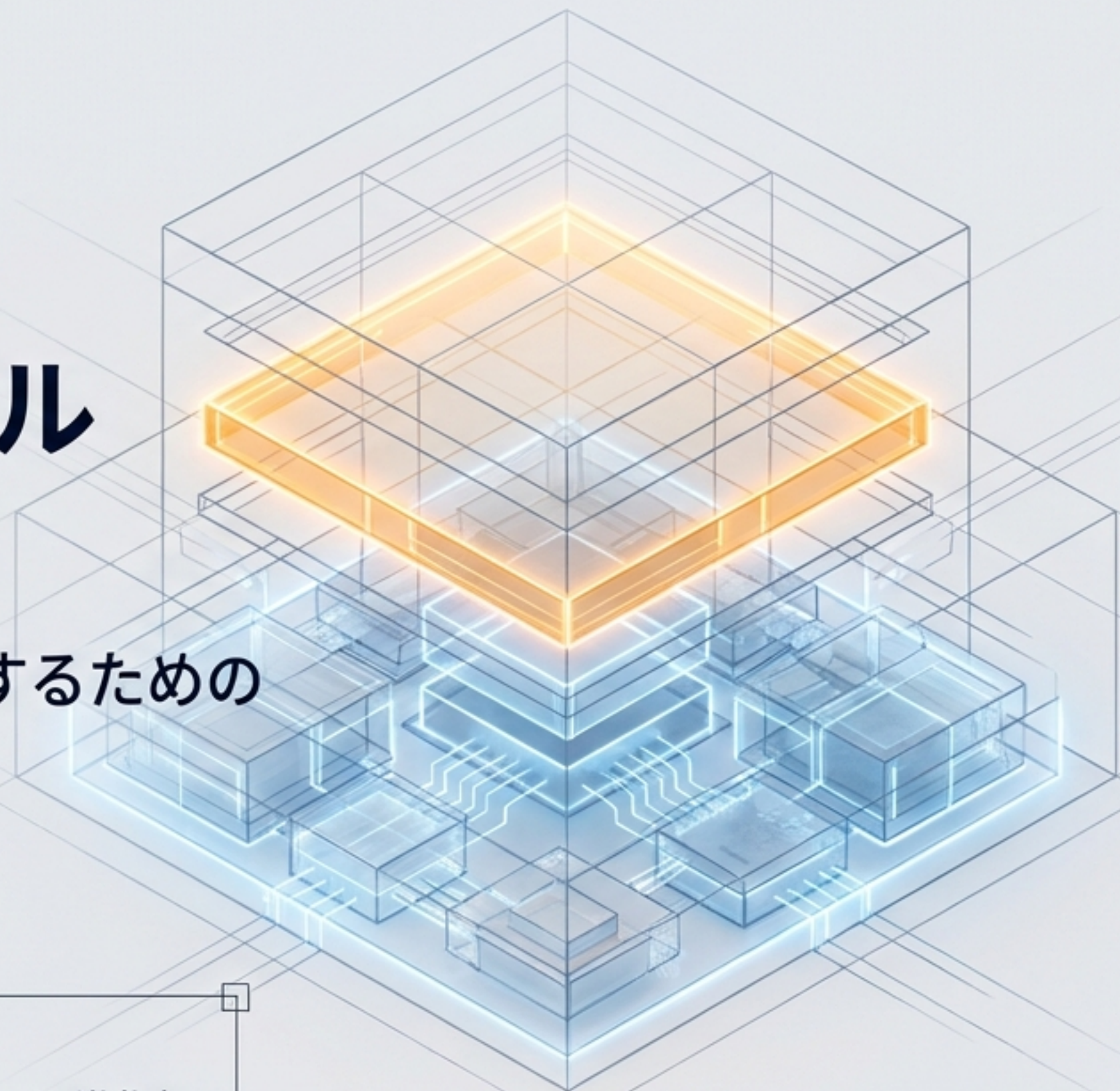


# AI関与発明のグローバル 知財防衛プレイブック

「人間の寄与」を透明化し、権利を保護するための  
社内統制・証拠保全アーキテクチャ

対象領域：日本・米国・欧州・中国

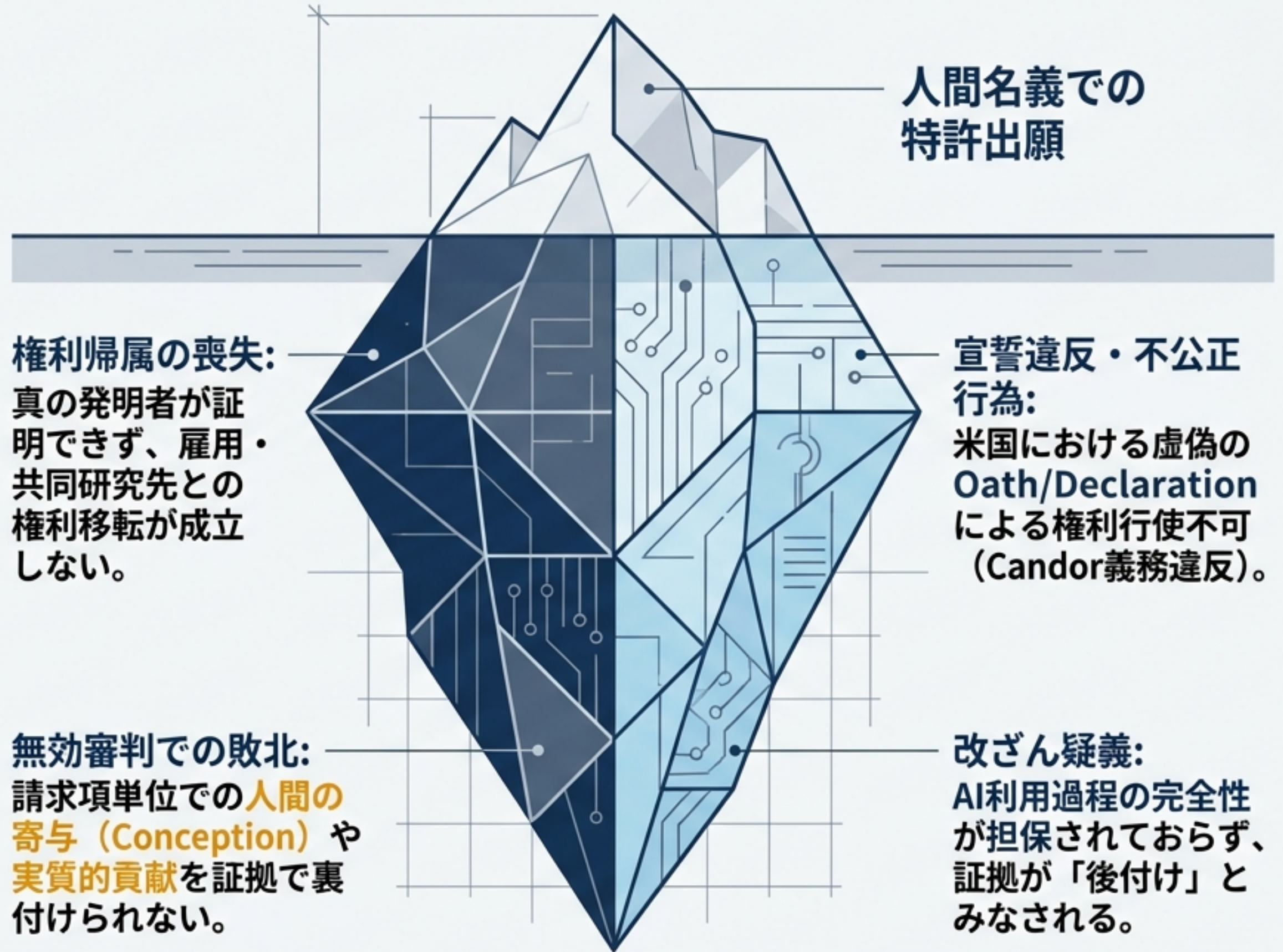
基準日：2026年5月19日（最新法令・判例・庁ガイダンス準拠）





**誤解：「AIの関与を伏せ、人間を発明者として出願すれば拒絶されない」**

**現実：方式上の拒絶は回避できても、後日の紛争で致命的な脆弱性となる。**



	日本 (JP)	米国 (US)	欧州 (EU)	中国 (CN)
中核概念	<p>自然人の創作活動／ 現行法 (29条1項) の 限界</p>	<p>請求項ごとの Conception (着想)</p>	<p>自然人の指定 (Designation) と権 利の起源 (Origin of right)</p>	<p>実質的特徴への創造 的貢献／民事主体性</p>
近時動向	<p>2025年1月知財高裁 判決 (DABUS国内移 行却下)。AI自体の 発明該当性は未判断。</p>	<p>2025年改訂ガイドン ス。2024年版を撤回し 「従来基準 (Conception) への回 帰」。AIは単なる道具。</p>	<p>EPC 81条・Rule 19 (J 8/20・J 9/20維 持)。EPOは指定の 正確性を検証しない。</p>	<p>2024年復審 (AIは民 事主体ではない)。 2026年施行審査指南 改正。</p>
証明の 焦点	<p>課題設定から検証に 至る「自然人の創作」 の軌跡。</p>	<p>Oath/Declarationの 真実性、共同発明者の 共通性 (優先権主張 時)。</p>	<p>出願人側での自律的な 証拠検証と保存 (EPO が検証しないためリス クは出願人に残る)。</p>	<p>虚偽発明人の排除、 全発明人の真実な本 人情報。</p>



## 人間の判断レイヤー（法的評価）

名称: **発明者判定メモ**

記録内容: 採用/不採用の理由、技術的修正内容、請求項への昇華プロセス。

本質: 「人間が何を評価し、どう技術的課題を解決したか」という法的結論。

## 事実ログレイヤー（機械の出力）

名称: **AIセッション記録**

記録内容: 利用モデル・版数、推論設定、入力プロンプト、出力原文、ハッシュ値。

本質: 「機械がその時点で何を出力したか」という不可逆な事実。

「AIが考えた」という技術者の日常的な表現を法的評価メモに混入させてはならない。  
事実（ログ）と評価（寄与度判定）を別レイヤーで分離保管することが、証拠の信用性を担保する。

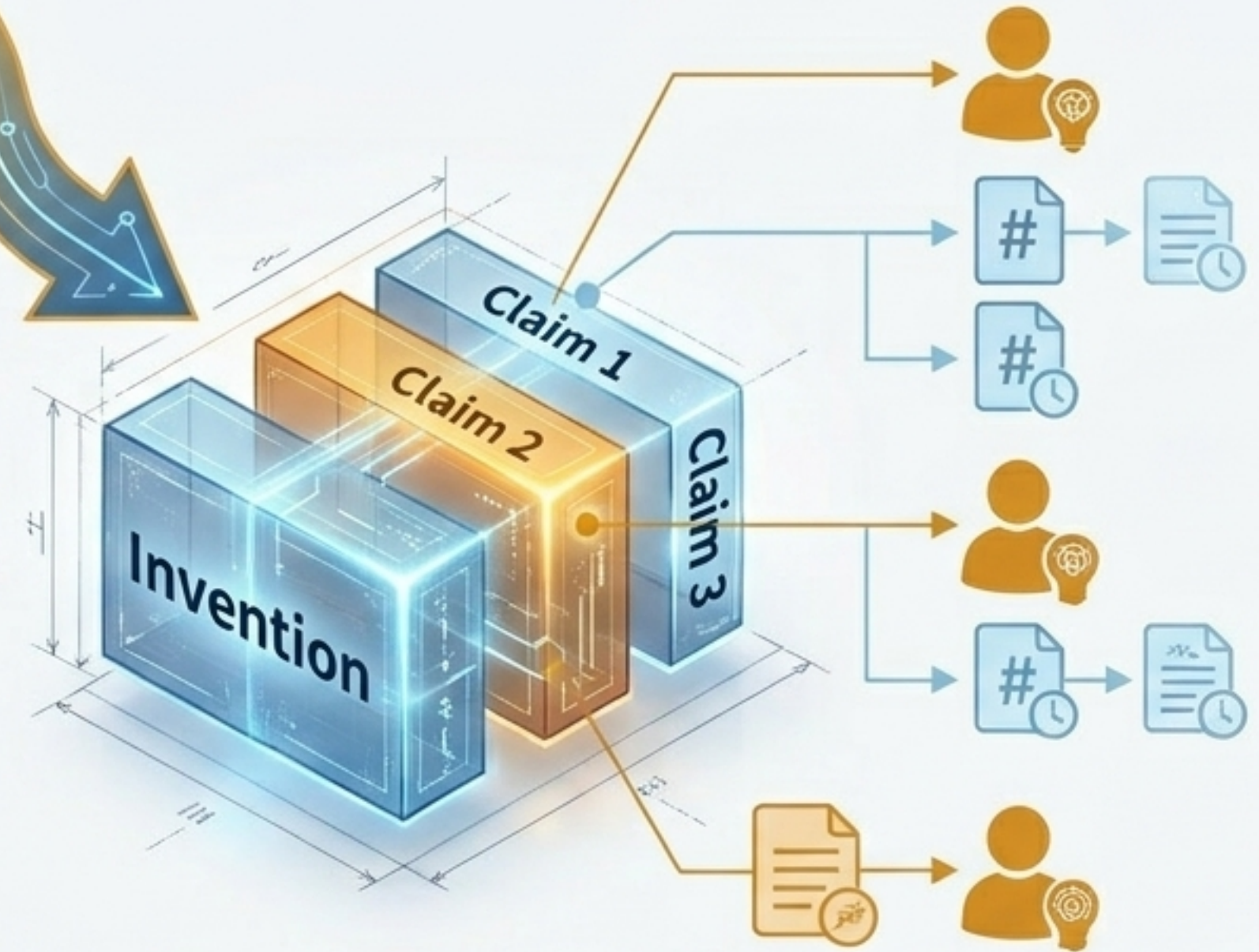


## 誤ったアプローチ（プロジェクト単位）

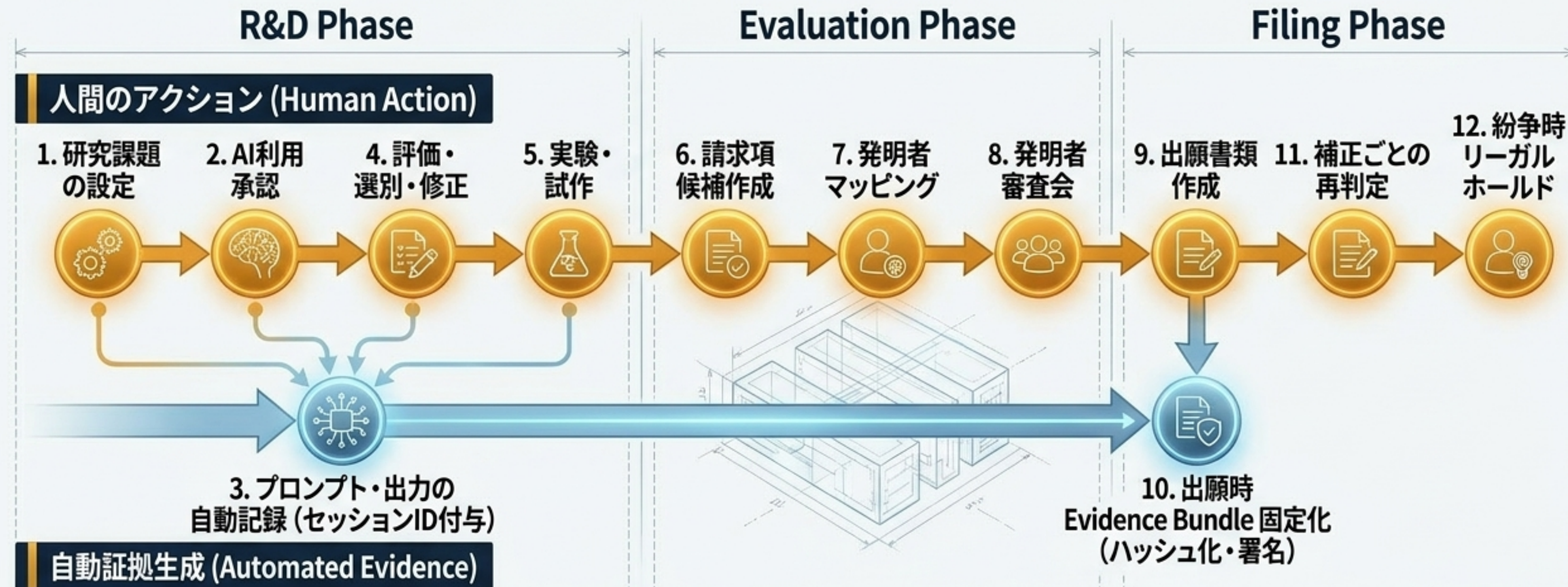
- プロジェクト全体に対して一律に発明者を名寄せする。
- 「誰がプロンプトを入力したか」だけで発明者を決定する。

## 正しいアプローチ（請求項単位のマッピング）

- 証拠の細分化：記録設計は「プロジェクト単位」ではなく「請求項 (Claim) 単位」「技術特徴単位」で組む。
- 寄与の証明：日本（創作活動）、米国（Conception）、欧州（Designation）、中国（創造的貢献）。これらすべて、請求項に表れた技術思想ごとに自然人と結びつける。
- 除外要件：単なるプロンプト投入者、試験実施者、管理者は発明者から除外する理由も記録する。



# Assembly Line



**Key Insight:** 証拠は出願時に「作る」のではなく、各工程で「自動的に生成・固定」されるプロセスを実装する。

# エビデンスバンドルコンセプト：統合マニフェスト

## Panel 1: 発明記録票 (Human Judgment Record)

発明記録票  
案件ID:  
プロジェクト名:  
作成日: YYYY-MM-DD hh:mm:ss (JST) / UTC  
作成者:  
共同作成者:  
対象技術分野:  
法務課題:  
最も近い先行技術:  
人間が最初に設定した制約条件:  
AI 採用:  
- 採用時期:  
- ツール名:  
- モデル名/版数:  
- 推論設定:  
- 入力した社内資料ID:  
AI 出力の履歴:  
人間が採用した要素:  
人間が不採用とした要素:  
人間が行った修正・追加:  
承認/拒付/無視の履歴:  
請求項候補:  
請求項ごとの寄与者候補:

- Key Fields: 案件ID、人間が設定した制約条件、人間が採用/不採用とした要素、請求項ごとの寄与者候補、除外理由。
- Requirement: 作成・承認時に電子署名とハッシュ固定。

## Panel 2: AI Session Record (Machine Fact Log)

AI Session Record  
Session ID:  
日時:  
操作者:  
案件ID:  
利用目的:  
ツール/モデル/版数:  
デプロイ先:  
推論設定:  
入力プロンプト原文:  
参照添付ファイルID:  
出力原文:  
出力ハッシュ:  
人間レビュー者:  
レビュー結果: 採用 / 一部採用 / 不採用  
採用部分:  
人間修正内容:  
外部連携の有無:

- Key Fields: セッションID、利用モデル/版数、推論設定、入力プロンプト原文、出力原文。
- Requirement: AI利用直後（同日中）に原本保存、改ざん防止（WORM保管）。

The Evidence Bundle Concept: これらをバラバラに保管せず、出願単位で1つの Manifest（案件ID、対象請求項、ハッシュ値一覧）に束ねてロックする。

## Public: 明細書 (技術開示)



- 主語は常に人間: 「AIが生成した」ではなく、「熱暴走抑制の課題に対し、人間がA構成の閾値安定性を評価・選択した」と記載。
- 要求事項: 人間が設定した課題・制約・検証を明確化。Conceptionを裏付ける技術叙述。
- 中国特則: モデル構築・学習を含む場合はモジュール構成や学習手順、適用型は入出力対応関係を明記。

## Internal: 内部証拠 (秘匿管理)



- 過度な叙述の回避: 明細書でのAIへの擬人化表現（「完全自律AIが発明した」など）は各法域で致命的リスク。
- 保管対象: プロンプト原文、AI出力の全量、採否の試行錯誤プロセス、アクセスログ。

# PCTグローバル出願の罠：分岐リスクと米国優先権ブロック

## PCT Divergence Trap

PCT規則4.6(c)では国ごとに異なる発明者表示が可能だが、本領域では「法域ごとにAIを発明者にする/しない」という使い分けは極めて危険。

PCT Route

## PCT Route 4.6(c)

PCT規則4.6(c)では国ごとに異なる発明者表示が可能だが、本領域では「法域ごとにAIを発明者にする/しない」という使い分けは極めて危険。

日本

欧州

中国

米国

## US Priority Block (USPTO 2025 Guidance)

- 要件: 優先権 (Benefit) を主張する米国出願と先願との間で、「同一の自然人発明者」または「少なくとも1名の自然人共同発明者」が共通している必要がある。
- リスク: 外国出願やPCT出願時に非自然人 (AIツール等) を唯一の発明者としてしている場合、米国国内移行時の優先権主張が拒絶される。
- 結論: 全法域で整合する「同一の自然人発明者セット」を構築し、移行や補正のたびに請求項単位で再判定を行う。

# Internal Governance and Policy Infrastructure

1

## 雇用契約・職務発明

- 遅滞なき社内報告の義務化。
- 日本・中国向け：相当の利益（合理的報奨）の算定・支払プロセス。
- 米国向け：将来発明の書面譲渡協力義務とCandor義務の明確化。

2

## 共同研究・委託契約

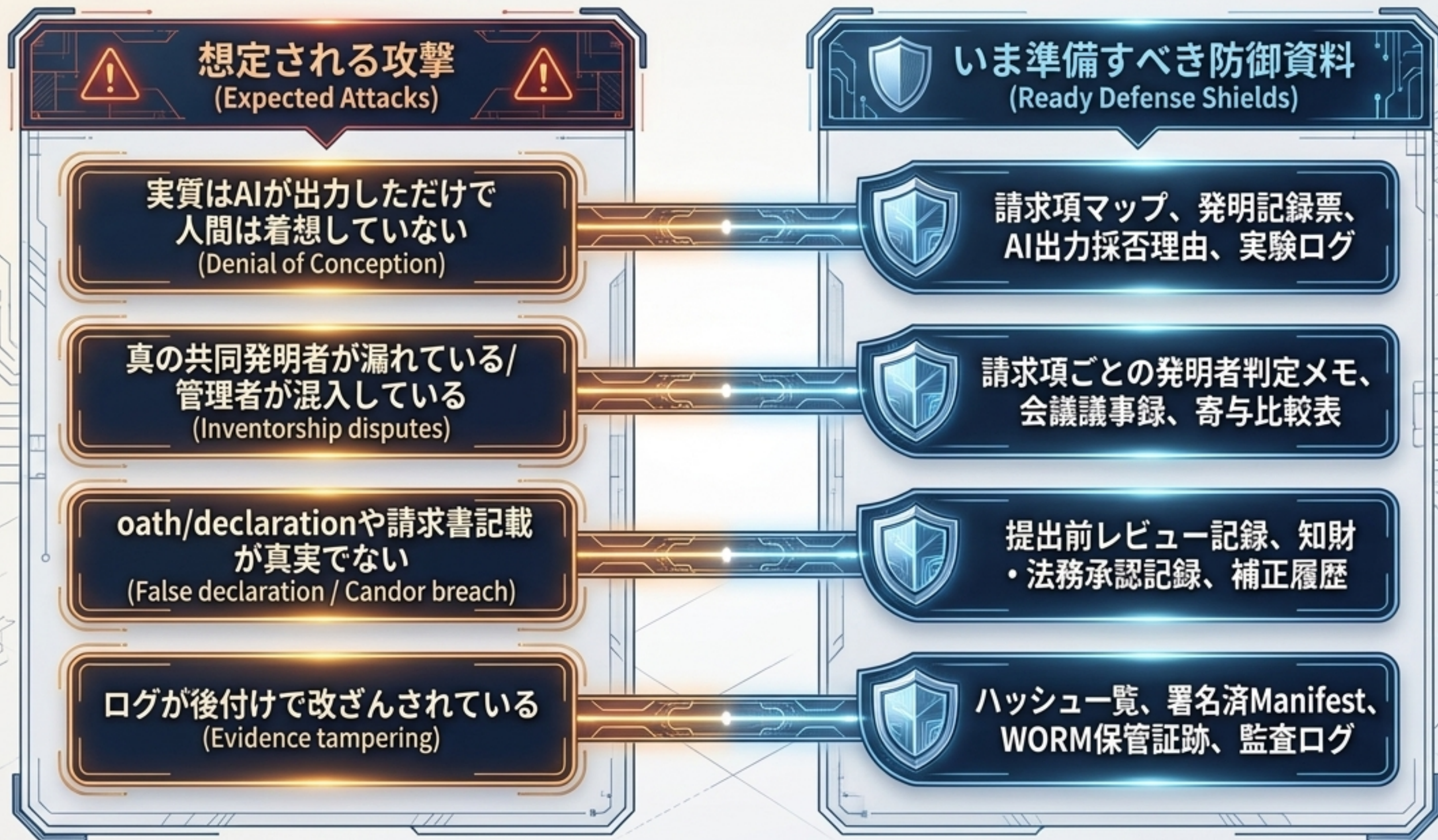
- 「請求項単位での発明者判定」を各当事者で共同実施する条項。
- AI利用ログの保存と紛争時の開示協力義務。
- 出願名義、補正権限、費用負担の事前合意。

3

## AI利用ポリシー・ベンダー契約

- 未公開情報・顧客秘密の外部公開型AIへの入力禁止。
- 入力データの再学習利用禁止（オプトアウト）。
- ベンダーによる監査ログ保持と開示保証。

# 法廷闘争マトリクス：攻撃と防御の対応



# リーガルホールド発動プロトコル 実行ダッシュボード

## リーガルホールド発動プロトコル (Legal Hold Protocol)

**1 Step 1: Freeze (停止)**  
ELN、Git、AIセッションDB、監査ログの削除・上書き（ローテーション）を即時停止。

**2 Step 2: Preserve (保全)**  
PDFではなくNative形式・メタデータ・ハッシュ付きで原本を保全（Chain of custodyの確保）。

**3 Step 3: Isolate (分離)**  
技術者の事実説明メモと、法務知財による法的評価（Inventorship結論）を分離し秘匿特権を管理。

## マネジメント・チェックリスト (Management Checklist)

- AIツールのホワイトリスト化とログ取得環境は整備されているか？
- 発明届の必須項目に「AI利用の有無とプロンプト原本」が含まれているか？
- 米国・中国の最新要件を満たす自然人発明者の特定プロセスが存在するか？
- 紛争発生時に即日ログをロックするIT・法務連携体制があるか？